

重要な会計方針 緊急人材育成・就職 支援基金事業特別会計

中央職業能力開発協会

1 緊急人材育成・就職支援基金の計上根拠及びその取崩収益の計上基準

平成 21 年 6 月 5 日付厚生労働省発能第 0605002 号「緊急人材育成・就職支援基金事業の実施について」、別紙「緊急人材育成・就職支援基金事業実施要領」第 3 及び第 14 の事業に必要な経費に充てるため、厚生労働省より、「平成 21 年度緊急人材育成・就職支援基金事業臨時特例交付金」（平成 21 年 6 月 19 日付）、「平成 22 年度緊急人材育成・就職支援基金事業臨時特例交付金」（平成 22 年 11 月 9 日及び平成 23 年 1 月 6 日付）、「平成 23 年度緊急人材育成・就職支援基金事業臨時特例交付金」（平成 23 年 11 月 21 日付）、「平成 24 年度緊急人材育成・就職支援基金事業臨時特例交付金」（平成 25 年 3 月 6 日付）及び「平成 25 年度緊急人材育成・就職支援基金事業臨時特例交付金」（平成 26 年 2 月 18 日付）の交付を受け、緊急人材育成・就職支援基金を造成し、計上している。

また、当該基金からの取崩収益は、事業及びその事務処理のための支出額を限度としている。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法により行っている。

(2) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法により行っている。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

4 消費税の会計処理

税込方式により行っている。

[注記事項]

1 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、退職一時金制度及び労働関係法人企業年金基金による確定給付企業年金制度を設けている。

(2) 退職給付費用に関する事項（一般会計を除く）

区 分	金 額
①勤務費用	2,496,600 円
退職給付費用	2,496,600 円

(3) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職一時金制度に係る退職給付債務の計算に当たっては、期末自己都合要支給額を基礎として計算している。

厚生年金基金制度（労働関係法人厚生年金基金）については、当協会の拠出に対する年金資産の額を合理的に算定できないため、退職給付引当金及び退職給付費用の算定において考慮していない。

なお、当該年度の掛金拠出額は、16,841,980 円（一般会計を含む）、掛金拠出割合により算定した年金資産見積額（厚生年金基金解散により国に返還することとなる部分の金額を含む）は、231,701,972 円（一般会計を含む）である。

2 資産除去債務関係

当協会は、賃貸借契約に基づき、一般会計及び基金特別会計ともに事務所の退去時における原状回復に係る債務を有している。

前期までは、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなかったことから、当該債務に見合う資産除去債務を計上していなかった。

当期の基金特別会計の事務所の退去時における原状回復に係る債務については、その発生の可能性が高まってきているが、依然としてその時期が明確になっておらず、当期においても当該債務に見合う資産除去債務を計上していない。